

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小野市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

兵庫県小野市長

公表日

令和6年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務	
②事務の概要	小野市は、高齢者の医療の確保に関する法律、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報、適用除外情報及び障害認定情報等を入手し、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に提供し、広域連合から被保険者情報を受ける。 ・被保険者資格取得届・喪失届等の受付を行い、広域連合へ送付する。 ・被保険者証や各種資格者証を被保険者に交付する。 ・保険料の賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得及び課税情報等を入手し、広域連合に提供する。 ・特別徴収候補者情報を基に、保険料の徴収方法を決定する。 ・保険料の賦課情報を管理し、保険料（納入）通知書、納付書等、各種通知を作成し、被保険者へ送付する。 ・徴収した保険料の収納情報・滞納情報を広域連合に提供する。 ・保険料の過誤納金について、還付・充当の処理を行う。 ・保険給付に関する各種申請を受け付け、広域連合電算処理システムへ必要事項を入力し、申請書を広域連合へ送付する。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、小野市は、後期高齢者医療に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（広域連合標準システム） 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 汎用オンライン申請システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者医療ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]	
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115、116の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 総務部 総務課 TEL(0794)63-1000(内線529)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 市民福祉部 市民課 TEL(0794)63-1000(内線605)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人の手が介在する局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人でのチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際、事前に暗号化した上で、これを確実に実施したことを複数人で確認する。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

・人事異動の際には必ず住民情報システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。また、併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限も整理し、適切な運用を行っている。

・端末が設置してある執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、サーバールームも電子施錠されており、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。

変更箇所

[illegible]